

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、えひめ南予きずな博実行委員会（以下「実行委員会」という。）が平成30年7月豪雨で甚大な被害を受けた南予地域において、被災地の元気づけと地域内外との絆の強化を目的に開催するえひめ南予きずな博（以下「きずな博」という。）で絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「絶景ドローンスポット」及び「動画サービス提供事業者」とは、次の各号のとおりとする。

(1)「絶景ドローンスポット」とは、南予の素晴らしい自然風景やアクティビティ体験をドローンやアクションカメラ等で撮影し、今までにないサービス価値を提供するスポットのことをいう。

(2)「動画サービス提供事業者」とは、今回新たにドローンやアクションカメラ等を取得又は、既に所有しているドローン等を活用して動画サービスを提供できる絶景ドローンスポットの管理事業者やアクティビティ事業者のことをいう。

(絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定)

第3条 実行委員会は、別に定める認定要綱に基づき、動画サービス提供事業者の申請に応じて、絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定を行う。

(経費の補助)

第4条 実行委員会は、前条の規定により認定された動画サービス提供事業者（以下「認定事業者」という。）の事業実施を支援するため、認定事業者に対し、別に定める補助金交付要綱により、予算の範囲内で必要な経費を補助する。

(審査)

第5条 実行委員会は、絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定又は経費の補助に係る審査を行うため、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者認定検討委員会を置く。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会会長が定める。

附 則

この規程は、令和3年10月20日から施行する。